

# 子育て短期入所生活援助事業

問い合わせ先：こども育成課 TEL048-796-8193

保護者の方がさまざまな理由で、一時的にお子さんを自宅で養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間お子さんをお預かりする事業です。

●利用要件：市内に住所を有する0歳から小学校6年生以下のお子さんの保護者の方が、次のいずれかに該当する場合

- ①病気、出産、けが等のために入院する場合
- ②身体的又は精神的な理由で体調が不良な場合
- ③親族の看護又は介護にあたる場合
- ④冠婚葬祭や出張等のため不在となる場合

※要件に合致した場合でも、受入施設の状況によっては利用できない場合があります

●利用期間：1回または一月につき、原則7日（6泊7日）以内

●利用施設：市と受託契約をしている児童養護施設、乳児院

●利用者の負担額

利用者世帯の区分	2歳未満の児童	2歳以上の児童
①生活保護世帯		
②ひとり親家庭又は養育者家庭の市県民税非課税世帯	0円	0円
③市県民税非課税世帯	1,100円	1,000円
④ひとり親家庭又は養育者家庭		
⑤その他の世帯	5,350円	2,750円

※上記の表は、1日分の利用料です。

●手続き：利用にあたっては事前に状況をお伺いしたのち、受入施設との調整が必要になりますので、事前に上記の問い合わせ先までご相談下さい。

●主な流れ

